

市第8号議案 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び 運営の基準に関する条例の一部改正

1 提案理由

令和3年3月31日に「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（以下「基準省令」という。）」が公布されました。

そのため、省令の基準に合わせ、「横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部を改正します。

2 改正の概要

国の基準省令で示された次の内容を改正します。

(1) ハラスメント対策の強化（第9条の2）

利用者の処遇を適切に行う観点から、適切な就業環境の整備（ハラスメント対策）を求めるとします。

(2) 業務継続に向けた取組の強化（第9条の3）

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施、定期的な計画の見直しを義務付けます（2年8か月の経過措置あり）。

(3) 非常災害対策の強化（第10条第3項）

非常災害対策訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことを規定します。

(4) 感染症や食中毒の予防の対策の強化（第20条第2項）

ア 感染症や食中毒の予防とまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けます（2年8か月の経過措置あり）。

イ 感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話等を活用して開催することを可能とします。

3 施行予定日

令和3年8月1日（基準省令の施行日と同日）

【横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例】
新旧対照表

現行	改正
<p>第 1 条から第 9 条 省略</p>	<p>第 1 条から第 9 条 省略</p> <p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p><u>第 9 条の 2 救護施設等は、利用者の処遇を適切に行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第 9 条の 3 救護施設等は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者の処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。</u></p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第 10 条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第 10 条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p><u>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>第 11 条から第 19 条 省略</p>	<p>第 11 条から第 19 条 省略</p>

<p>(衛生管理等)</p> <p>第 20 条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>第 21 条から第 42 条 省略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第 20 条 救護施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>第 21 条から第 42 条 省略</p>
--	---

改正部分は下線で示しています。